

令和元年6月6日

大網白里市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

大網白里市農業委員会
会長 齋藤 重幸

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、大網白里市農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

なお、本指針の目標時期は令和4年4月8日とし、達成状況、その他社会情勢等を踏まえ、期間中に検証し目標の見直しを行うこととする。

記

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標 1. 5 h a

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
現状（平成31年3月）	2, 430 h a	4. 6 h a	0. 2%
目標（令和4年4月）	2, 430 h a	3. 1 h a	0. 1%

【目標設定の考え方】

毎年度の目標として、遊休農地の解消目標面積については、0. 5 h a とする。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

- ① 農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）は、担当地区ごとに農業委員と連携し、農地の利用状況調査を実施するとともに、担当地区内に新たな遊休農地が発生しないよう、随時、農地の利用状況の把握に努める。
- ② 推進委員は、農地の利用状況調査後に農地の利用意向調査を実施して、農地所有者からの利用意向に基づいた結果を適切に処理する。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 45ha

	管内の農地面積	農地利用集積面積	集積率
現状（平成31年3月）	2,430ha	460ha	18.9%
目標（令和4年4月）	2,430ha	505ha	20.8%

【目標設定の考え方】

毎年度の目標として、担い手への農地利用集積面積については、15haとする。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- ① 推進委員は、農業委員や関係機関との連携により、農地の集積に努める。
- ② 推進委員は、担当地区内において、広報紙やリーフレット等を活用し、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の制度等の周知を図る。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 6経営体

【目標設定の考え方】

毎年度の目標として、新規参入者の確保については、2経営体とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- ① 推進委員は、関係機関と連携しながら、新規参入希望者の情報収集を行うとともに、市内での就農に向けた情報提供を行うことにより、新規参入者の確保に努める。
- ② 推進委員は、新規参入希望者からの相談を受け、参入希望地区の農業委員及び関係機関と連携を図る。